

令和4年1月 定例総会議事録

日 時 令和4年1月31日(月) 午前9時00分～午前11時30分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	兒玉厚夫	会長代理	竹山義高	3	石川文男	5	松田まり子
6	高田春男	7	瀬戸山博好	8	大山竹子	9	春口隼人
10	下沖秀人	11	下蘭民男	12	小畠利春	13	種子田勝
14	内一幸	15	大部実男	16	河野雄二	17	竹村得生
18	東原安雄	19	棚橋道夫	20	福本正三		

農地利用最適化推進委員

21	田中久美子	22	四位正生	23	栞水流峯一	24	欠番
25	大久津和幸	26	山之口洋一	27	倉菌嘉枝子	28	田原尚紀
29	欠番	30	丸尾義盛	31	池井周造	32	池田幸一
33	谷口和巳	34	上仮屋博	35	中山敏章	36	大山則夫
37	山下市郎	38	上原都由子	39	吉村昭生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤崎浩一	主幹	橋口覚	主査	竹内秀次	主事補	嶺石将伍
野尻分室長	志々目篤夫	主幹	西原学				
須木分室長	富永新光	主査	桑原裕幸				

欠席 桑原 裕幸

議 題

- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 報告第2号 農地法農法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
- 報告第5号 農地法施行規則第29号第1号の規定による農地転用届出について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第 10 号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 1 月の行事報告と 2 月の行事計画を報告します。

(1 月の行事報告と 2 月の行事計画)

開会の言葉を竹山会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。今年の冬は寒暖が厳しいようですが、冬の寒さが厳しいほど春の息吹が強いそうでございますので、作物の為にはいいのではないかと考えています。それでは小林市農業委員会 1 月期の定例総会を開会します。よろしくお願ひします。

事務局 児玉会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 1 号から第 5 号までの 123 件、議案が第 1 号から第 10 号までの 52 件、合計 175 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により児玉会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
議事に入る前に今月の議事録署名を 2 番竹山会長代理と 10 番下沖委員にお願ひいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願ひいたします。それでは先に報告をお願ひします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第1号～報告第5号朗読)

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 (事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第1号1番朗読、他2件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12番挙手)

議長 はい、12番。

12番 今月は第4小委員会に3条及び基盤法の事前審査を付託されましたので1月24日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
はじめに議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。
3件とも農業者年金受給の為の再設定です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

事務局 (事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第2号1番朗読、他11件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12番挙手)

議長 はい、12番。

12番 議案第2号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について報告をします。
1番、母から贈与を受けるものです。
2番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり167,716円。
3番、隣接地を購入し利便性を図る、10aあたり545,455円。
4番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり299,335円。
5番、叔父から贈与を受けるものです。
6番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり211,864円。
7番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり187,970円。
8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり500,000円。
9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり736,919円。
10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり1,000,000円。
7番について小委員会で協議した内容を説明します。
譲受人は令和元年に小林市に移住し、申請地に隣接する農地を取得し営農しており、
今回、隣接する申請地を譲り受けられることとなったので、取得して主に栗を植栽・
収穫する計画であるとの事です。
事前に申請地の現場確認を行ったところ、申請地入口にはキャンプ場の看板があり、
また申請地造成も施されている様子であったため、申請内容に対し、代理申請人
である行政書士へ聞き取り確認を行ったところ、「栗を100本植栽する計画であると譲
受人から伺っている」との説明が事務局よりありました。
また、オートキャンプ場はインターネット上で案内・紹介ページがあることが事務
局での調査で判明したところです。
小委員会において、事務局が事前に現地確認をした、現地全体図・写真、キャンプ

場の案内・紹介ページの資料を踏まえ、小委員会での協議となりました。
小委員会の場において「これは農地法3条での所有権移転ではできないのではないか」との意見があり、協議の結果、譲受人への聞き取りを行い、利用目的を再確認し、その結果をもって総会に委ねるとの結論になりました。お手元の資料を見て慎重な審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 1 月期の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 1 月 24 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
同じく議案第 2 号野尻町区分について報告をします。
11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
12 番、知人から贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から 7 番の補足説明をいたします。

事務局 1 月 24 日の審査会での審議を受けて、審査会が終わった後、行政書士に譲受人の連絡先を聞き、譲受人に 25 日に現地で聞き取り確認をしますとの連絡をしました。ちょうど 1 月 25 日に 4・5 条審査会の現地確認が行われており、その中に申請地の隣接する非農地証明願の申請もあったので、一緒に聞き取り調査及び現地確認を行いました。聞き取りの内容につきまして、将来的にはキャンプ場ということを譲受人の方がはっきりとおっしゃったのを確認しています。以上です。

議長 私も現場に行きましたので、譲受人に「ここに栗を植えるのですか」と尋ねました。最初は「栗です」と言われたので「オートキャンプ場という案内もありますが、オートキャンプ場が目的なのですか」と聞くと「その通りです」と言われました。「それなら転用になりますのでそちらの方で進めた方がいいのではないのでしょうか」という事を言ってあります。
最終的には総会で賛否を問うことになりますので、皆様方の慎重な審議をお願いします。
質疑のある方は発言をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 第 5 小委員会が 25 日に非農地証明願があがっていたので現場に行きました。現場は写真のとおりでした。譲受人の話も聞いて、最初からオートキャンプ場にするということでしたので、オートキャンプ場にする目的で農地を取得するのは 3 条では

無理だろうという意見でしたが、私たちは3条には直接は関わっていないので、そこまでは強く感じなかったのですが、ただオートキャンプ場にする目的を隠して農地を取得するというのは、今後あってはいけないことだと思います。転売でもそうですが、農地を取得してすぐよそに流すということもいけないことだと思います。

議長 一般的に農地を取得するためには、使用貸借でも賃貸借でもいいので、下限面積 5反部以上ということで許可は出しています。ただ最初から耕作はしないという事が分かっていたら、それは許可はしてはいけない訳で、転用で申請していただきたいと私は思っています。本人が耕作をするというのであれば別ですけど、ちゃんとした目的があるので、私は許可を出すのはいかがなものかと思っています。そこで皆さんの慎重な審議をお願いしたいと思っています。

(6 番挙手)

議長 はい、6 番。

6 番 以前、私たちが審査をした時に、家具屋の駐車場を非農地証明願でという案件がありました。その時も駐車場ということが分かっていたので、申請をやり替えた方がいいですよと、行政サービスと同じようなことだと思うんですね。まず、農振地であるという事で農振除外をする段取りをしてもらいますよと。農振除外ができるようであれば、キャンプ場として売買をしてくださいというのが筋だと私は思います。ですから、農地売買としての案件としては否決だと思います。行政としてこのような申請をした方がいいですよという事を教えれば、譲受人も譲渡人もその通りにやるのではないのでしょうか。そうでなければ、なんでもありになってしまいますからね。私はそう思います。

議長 誤解を招くといけませんので、ここで申し上げますが、代理人の方は資格をちゃんと持った行政書士さんです。その人が「許可をするしないというのは、個人が言うのではなくて総会が決めるのが正しいのでしょうか」と言われたそうです。それはその通りです。ただ事務局が総会において否決、不許可にされるような案件を提案することはあまりよくないことだと思うんですね。ですから事務局の方でちゃんと審査をして総会にあげるよう議案を作っています。しかし、どうしても上げてくれと言われれば拒否ができません。ただその申請書に不備等があった場合においては却下ができます。今回の場合は目的が農地ではなくてオートキャンプ場という事でしたので、それは許可はできませんよということになるのではないかと私は思っていますので、事務局である程度振り分けて、これは許可になりませんかとかこれはいいですよとか言うのが仕事だと思っています。そうすればしっかりした議案が出せますので、委員さんたちもご協力をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 農地法3条の申請が来た場合において、最新の航空写真も見ることができますので、それと照らし合わせた上で確認をしておりますが、疑問が生じたものは事務局の方で現地確認を行って、なお且つ今回の案件のように申請人に対して申請の再確認を常に行っています。悩むところがありましたら、このように資料を作成して審査会の場において審議をお願いする流れはとっていますので、事務局よりご説明させていただきますようお願いしております。以上です。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 私も話を聞いたので現地に確認に行きました。確かに写真のとおり看板もありましたし、近くの方に聞いたところ「あれはキャンプ場を作っている」という話でしたので、3条ではなく転用になるべきだと私は思います。

議長 この土地は常設審議会であがったところです。その時に農振も入っていて一括しての転用はおかしいという事で家が建っているところは分筆をして農振を外した土地です。

常設審議会では議長に「私が案内しますので現地を見てください。須木はこのようなところがいっぱいあります。移住しようと頑張っていて、たかが2名と思われるかもしれませんが、小林の人口が減っていく中で2名は貴重な人材ですのでなんとか通してください。」とお願いをしましたが無理でした。「分かりました。農業委員会で考えて対応します。」と私も電話をしたのですが、その後、その下の方は非農地証明願という事で対応しました。それでよかったのかなと思っておりますが、行政も協力できるところは協力しないといけないと思います。ここは県が農振除外でどうか分かりません。権限が市町村に無いわけですので。その時は農業委員会も県に実態を踏まえた中で交渉していただくことをお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 3条及び農地の取引は現在農地でなければいけないわけですね。だから農地以外の目的のものは転用です。そこを譲っていたら示しがつかなくなりますから、スケールをはっきりと決めて前に進んでいくべきだと考えています。

議長 色んな意見が出ています。農業委員会としてもケースバイケース、臨機応変に対応したいと考えていますが、しかし、基本的なことはきちんとしておかないといけないと思っております。ですから許可するのかわからないのか、どちらかしかないのか、皆さん方で決めていただきたいと思います。他に質問等はございませんか。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 先ほど説明ができなかったのですが、7 番を除いて 9 件は小委員会としては申請通り許可することと判断しました。

議長 ありがとうございます。今、委員長から報告がありましたので、7 番以外の採決をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 2 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請の 7 番以外を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので 7 番以外の決定をします。
続きまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請の 7 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手無)

議長 挙手無しということですので議案第 2 号農地法第 3 条に規定による所有権移転許可申請の 7 番は不許可ということで決定をします。
議論をありがとうございました。
続きまして議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 3 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。
3 件とも農業者年金受給の為の再設定です。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 4 号 1 番朗読、他 3 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（12 番挙手）

議長 はい、12 番。

12 番 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）について報告します。
1 番と 2 番の受手は同じ方で、10a あたり 10,000 円です。
1 番、期間は 5 年間です。
2 番、期間は 5 年間で再設定です。

3 番、5 年間で 10a あたり 5,000 円です。

4 番、5 年間で 10a あたり 1,045 円です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございますか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 5 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 5 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12 番挙手)

議長 はい、12 番。

12 番 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

総額とあっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

3 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 160,085 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 148,075 円。

5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 29,104 円。

単価が安いとの意見がありました。ここは迫田で湿田であります。お互いに無償でいいという話があったらしいのですが、それではということで受人が200,000円で購入するということになりました。

6番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10aあたり278,270円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(所有権)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第6号1番朗読、他17件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(12番挙手)

議長 はい、12番。

12番 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)について報告をします。

使用貸借が10件で真方二原地区2件、南西方8件です。

審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(18 番挙手)

議長 はい、18 番。

18 番 同じく議案第 6 号野尻町区分について報告をします。
すべて賃貸借で 8 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 7 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 今月は第 5 小委員会に 4 条、5 条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので 1 月 25 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告をします。

1 番、真方、萩谷、宅地の西側の空き地に倉庫を建てるものです。倉庫を建てるのに問題はないだろうと思っていたら事前に建てられた牛舎の一部とサイロの一部が今回掛かるということで事実申立書が添付されています。

2 番、北西方、黒仁田迫、植林です。山林と竹藪に囲まれた農地に植林されていました。20 年くらい経った杉だったと思います。ここも事実申立書が添付されています。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 8 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 8 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 8 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15 番挙手)

議長 はい、15 番。

15 番 議案第 8 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請について報告をします。

1 番、真方、新田場、親子です。細長い小菜園畑の一部に一般住宅を建築するもの

です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第8号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第9号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第9号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第9号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15番挙手)

議長 はい、15番。

15番 議案第9号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1番、真方、坂元、小林高校の北側です。転用の理由は宅地分譲で6区画建築するものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第9号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第10号非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第10号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第10号1番朗読、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(15番挙手)

議長 はい、15番。

15番 議案第10号非農地証明願い承認について報告します。
1番、須木下田、鶴園、議案第2号7番の隣接地です。調査事項は宅地となっておりますが、古い建物をリフォームされた感じでした。ここは宅地で仕方がないかなという委員会での意見でした。
審議の結果、小委員会としては申請通り許可することと判断をしました。報告を終わります。

(18番挙手)

議長 はい、18番。

18番 同じく議案第10号野尻町区分について報告をします
2番、東麓、永迫、調査事項は雑種地です。現地を調査した結果、野尻町東麓大久保地区の研修館を建設した際に残地になった土地だろうと思われます。面積も2.86㎡と少ないものですからどこがどこなのか分からないような状態でした。
審議の結果、小委員会としては問題なく承認することとしました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。質問等はございませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 10 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
以上をもちまして本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午前 11 時 30 分

令和 4 年 1 月 31 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟